

令和7年第2回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和7年5月9日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）	4
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	12
同意第 1 号	教育委員会委員の任命について	16

■報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

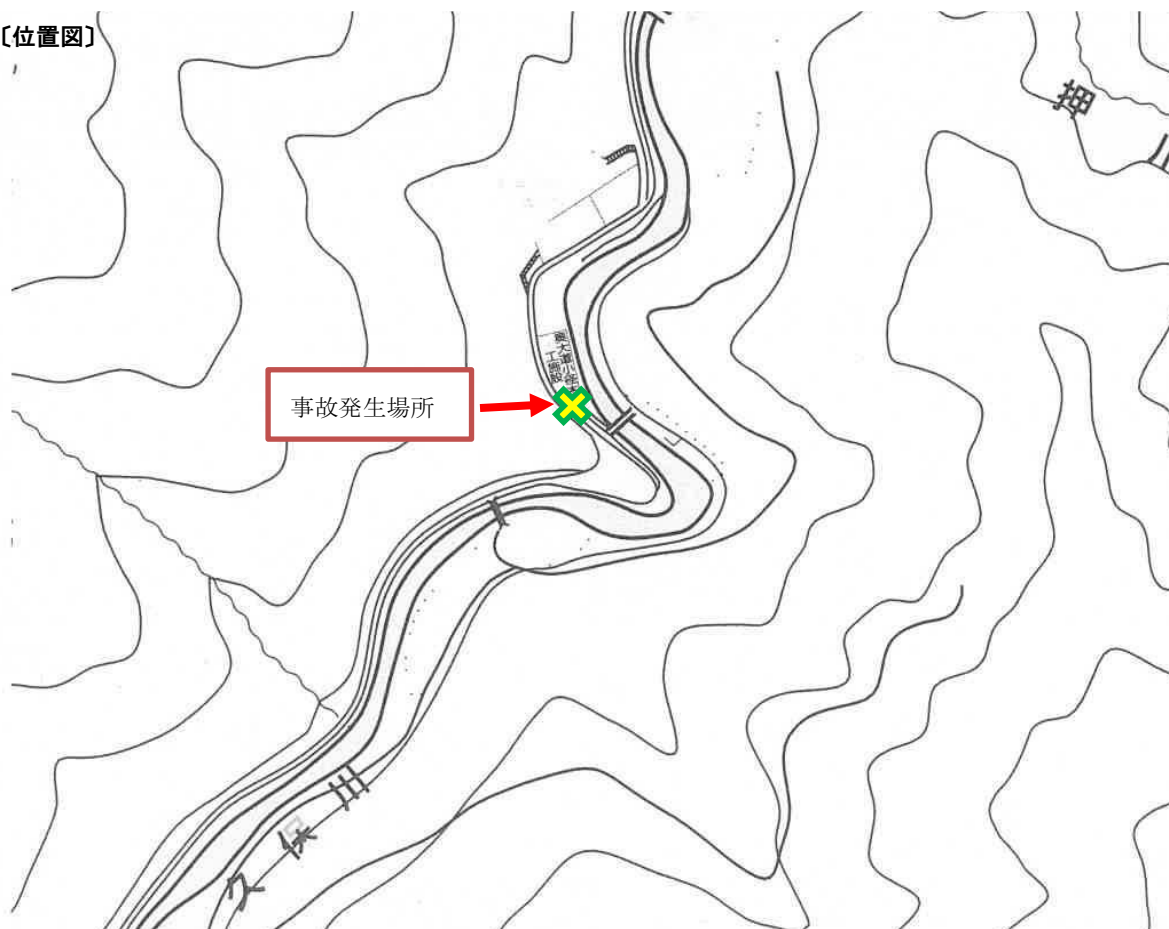
【要旨】

町道で発生した自動車物損事故の損害について、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（平成 18 年四万十町議会告示第 4 号）第 2 項の規定により専決処分しましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。

【事故の内容】

発 生 場 所	町道大道日吉線
概 要	令和 7 年 3 月 12 日午後 11 時頃、町道大道日吉線で落石が発生し、走行中の自動車が損傷したもの。
専決処分日	令和 7 年 4 月 14 日
賠 償 金 額	380,000 円 内訳（車両修理費用、町の過失割合 10 割）
相 手 方	四万十町 [REDACTED] [REDACTED]

【位置図】



〔落石発生場所：町道大道日吉線〕



〔被害車両の損傷部位：左スライドドア〕



スライドドア ドア取手付近
へこみ・擦り傷・塗装剥がれ



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

3～6 （略）

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正の内容】

二輪車の車両区分の見直しを行います。また、マイナ運転免許証の利用開始に伴う変更を行います。

（二輪車の車両区分の見直しの概要）

令和7年11月から新たな自動車排出ガス規制が適用され、総排気量50cc以下の原動機付自転車の生産が終了します。これを受けて、総排気量50cc超125cc以下で最高出力4.0kW以下に制御した車両（以下「新基準原付」という。）が原動機付自転車免許証で運転できるよう道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部改正が令和7年4月1日から施行されており、その新基準原付に係る軽自動車税種別割の税額を2,000円とします。

なお、新基準原付に取り付ける課税標識（いわゆるナンバープレート）については、地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の15第1項第1号イに掲げる原動機付自転車（総排気量50cc以下又は定格出力0.6kW以下）と同様とします。

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

四万十町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(町民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略)	(町民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略)
9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）に当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 （1）代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）に当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 （1）代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

改正後	改正前
(2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ (略) (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1) (略)	(2)～(4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又はエ定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は 年額 2,400円 エ (略) (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1) (略)

改正後	改正前
(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（<u>同法第2条第16項</u>）に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力</u> (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害</u>	(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>）に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は</u> 身体障害

改正後	改正前
者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報という。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) (略)	者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示する 項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び
3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4・5 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略)	3・4 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略)
2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない	2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない

改正後	改正前
い。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略)	い。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号又は氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略)

改正後	改正前
2～13 (略) <u>14</u> 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。 <u>15・16</u> (略)	2～13 (略) <u>14・15</u> (略)

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【改正の趣旨】

国民健康保険税に係る課税限度額を引き上げ、歳入の確保に努めるとともに、国民健康保険税の軽減対象世帯のうち、5割及び2割軽減措置の拡充を図るものです。

【主な条例改正の内容】 令和7年度分の国民健康保険税から適用

(1) 課税限度額(上限額)の引上げ

国民健康保険税の限度額を次の表のとおり引き上げました。

	令和6年度	令和7年度（改正後）
基礎課税分（医療分）	<u>650,000</u> 円	<u>660,000</u> 円
後期高齢者支援金分	<u>240,000</u> 円	<u>260,000</u> 円
介護保険分	170,000 円	170,000 円
合計	1,060,000 円	<u>1,090,000</u> 円

(2) 5割・2割軽減対象世帯の基準額の改定

5割・2割軽減対象世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を次のとおり引き上げました。

区分	乗ずべき金額	
	令和6年度	令和7年度（改正後）
5割軽減	<u>295,000</u> 円	<u>305,000</u> 円
2割軽減	<u>545,000</u> 円	<u>560,000</u> 円

【判定基準額】

$$5割軽減 = 430,000 \text{ 円} + (\underline{305,000 \text{ 円}} \times \text{被保険者数})$$

$$2割軽減 = 430,000 \text{ 円} + (\underline{560,000 \text{ 円}} \times \text{被保険者数})$$

【改正による被保険者への影響】

(1) 1人世帯で課税限度額となる所得(40～64歳の場合)

令和7年度では所得約640万円を超えるあたりから税額増となり、約810万円以上の世帯が課税限度額109万円の対象となります。

(2) 軽減対象となる所得

低所得層の世帯(下記の表による軽減対象所得を超えない世帯)については、軽減措置の拡充により国民健康保険税の負担減となる世帯が増加します。

※5割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	令和6年度	令和7年度(改正後)
1人	725,000円	735,000円
2人	1,020,000円	1,040,000円
3人	1,315,000円	1,345,000円
4人	1,610,000円	1,650,000円
5人	1,905,000円	1,955,000円

※2割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	令和6年度	令和7年度(改正後)
1人	975,000円	990,000円
2人	1,520,000円	1,550,000円
3人	2,065,000円	2,110,000円
4人	2,610,000円	2,670,000円
5人	3,155,000円	3,230,000円

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

承認第1号に同じ

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(課税額) 第2条 (略)	(課税額) 第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>66万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。 (国民健康保険税の減額)	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。 (国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、 <u>66万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>26万円</u> を超える場合には、 <u>26万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略)	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略)
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所屬者のうち給与所得者等の数

改 正 後	改 正 前
が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略) 2・3 (略)	が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略) 2・3 (略)

■同意第1号 教育委員会委員の任命について

【要旨】

教育委員会委員谷口和史氏の任期が令和7年5月11日をもって満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

【任命しようとする者】

氏 名	谷口 和史（たにぐち かずし）
住 所	四万十町大正 XXXXXXXXXX
生 年 月 日	XXXX/XX/XX （74歳）
職 業、政 党 等	地方公務員、無所属
〔主な経歴〕	
昭和47年3月	東洋大学（法学部法律学科）卒業
昭和50年4月	有限会社渡川建設入社
平成2年4月	大正町体育指導員 大正スポーツクラブ会長
平成13年3月	有限会社渡川建設退職
平成13年5月	株式会社田邊建設入社
平成18年5月	四万十町社会教育委員（平成26年5月から委員長） 四万十町スポーツ推進委員 四万十町体育協会会長 大正・十和スポーツクラブ会長
平成28年4月	四万十川桜マラソン実行委員会委員長
令和4年3月	株式会社田邊建設退職
令和4年5月	四万十町教育委員会委員

【令和7年3月31日現在の教育委員会委員】

氏名	年齢	性別	職業等	政党等	保護者	任期
谷口 和史	74	男	元会社員	無所属		R4.5.12 ～ R7.5.11
横山 順一	70	男	元教員	無所属		R6.5.13 ～ R10.5.12
野中 裕子	40	女	農業	無所属	○	R4.5.13 ～ R8.5.12
西谷 史	58	女	元保育士	無所属		R5.5.12 ～ R9.5.11

※ 野中委員は、法律第4条第5項の規定による保護者に該当する。

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2） 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。